



平成23年度
野洲市教育委員会
点検・評価報告書

平成24年9月
野洲市教育委員会

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成23年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、点検・評価を行った結果を取りまとめたものです。

平成24年9月

野洲市教育委員会

野洲市教育委員会教育委員名簿（平成24年3月31日現在）

職名	氏名	委員としての任期
委員長	木下圭子	平成20年11月18日 ～平成24年11月17日
委員長 職務代理者	一井彰人	平成21年11月18日 ～平成25年11月17日
委員	石田道雄	平成22年11月18日 ～平成26年11月17日
委員	橘 円	平成23年11月18日 ～平成27年11月17日
教育長	南出儀一郎	平成20年11月18日 ～平成24年11月17日

— 目次 —

はじめに	教育委員会の点検・評価制度の概要	1 頁
1	経緯	1 頁
2	学識経験者の知見の活用	1 頁
3	対象事業の考え方	2 頁
第1章	平成23年度教育委員会点検・評価の概要	3 頁
1	教育を取り巻く状況	3 頁
2	教育委員会の活動	3 頁
	(1) 教育委員会の定例会・臨時会、懇談会の開催	4 頁
	(2) 定例会・臨時会以外の活動状況	4 頁
第2章	「野洲市教育振興基本計画」の基本理念と基本的な方向	5 頁
1	基本理念	5 頁
2	基本的な方向	5 頁
	(1) 元気な学校・園の創造	5 頁
	(2) 安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり	6 頁
	(3) 人権を尊重するまちづくり	7 頁
	(4) 生涯学習・生涯スポーツの充実	7 頁
	(5) 文化遺産の継承と豊かな文化の創造	7 頁
	(6) 開かれた教育行政の推進	8 頁
第3章	施策の点検・評価	9 頁
1	「野洲市教育振興基本計画」の施策内容の点検・評価の方法	9 頁
	(1) 評価の区分	9 頁
	(2) 「施策の展開」の6つの柱ごとの点検・評価結果	9 頁
	(3) 評価委員会の結果概要	10 頁
	(4) 今後の取組み	10 頁
	(5) 施策毎の点検・評価結果	11 頁
<資料編>		23 頁

はじめに 教育委員会の点検・評価制度の概要

1 経緯

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、更に平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が一部改正されました。この改正を受けて、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

本報告書は、地教行法第27条の規定に基づき、平成23年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。この報告書により、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たしてまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <抜粋>

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 学識経験を有する者の知見の活用

地教行法第27条第2項に規定する教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が自ら行った点検・評価の結果について、学識経験を有する方3人からご意見をいただきました。

（野洲市教育委員会事務評価委員会設置要綱：資料編）

玉川 喜代子（たまがわ きよこ）	（要綱第 2 条第 1 号委員）
樋口 久次（ひぐち ひさつぎ）	（要綱第 2 条第 2 号委員）
有馬 和夫（ありま かずお）	（要綱第 2 条第 3 号委員）

3 対象事業の考え方

野洲市教育委員会では、平成23年2月に策定した野洲市教育振興基本計画にそって施策を展開しているところです。この基本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間として、地方教育の中心的な担い手である教育委員会が、本市の実情に合わせた教育施策を展開していく為に策定したものです。

今回の点検・評価の対象は、当計画における85の施策を対象としています。

野洲市教育振興基本計画<目次>

序 章 野洲市教育振興基本計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定のねらい
3. 計画策定の基本的な考え方
4. 計画策定に当たっての留意点
5. 計画の構成と計画期間
6. 計画の策定期間
7. 市民参加

第1章 基本理念

第2章 野洲市の教育をめぐる状況と課題

1. 就学前教育・保育をめぐる状況と課題
2. 小・中学校をめぐる状況と課題
3. 青少年の健全育成をめぐる状況と課題
4. 生涯学習・生涯スポーツをめぐる状況と課題

第3章 基本的な方向

第4章 施策の展開

- | | | |
|--------------------------|---|----|
| 1. 元気な学校・園の創造 | … | 22 |
| 2. 安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり | … | 21 |
| 3. 人権を尊重するまちづくり | … | 9 |
| 4. 生涯学習・生涯スポーツの充実 | … | 14 |
| 5. 文化遺産の継承と豊かな文化の創造 | … | 13 |
| 6. 開かれた教育行政の推進 | … | 6 |

合計85施策

むすび 本計画の推進のために

第1章 平成23年度教育委員会点検・評価の概要

1 教育を取り巻く状況

近年、社会の少子高齢化、高度情報化の進展、国際化といった大きな変化に伴い、地域では家族形態の変化や地域のつながりの希薄化等が進展し、本来、子どもが身に付けるべき生きる力、基本的な生活習慣、規範意識、我慢強さや倫理意識の向上、さらに家庭や地域における教育力、子どもの居場所、不審者対策などの多くの教育課題が生じています。

これらの課題を解決していくため、平成23年2月に策定した「野洲市教育振興基本計画」に沿った具体的な施策を点検と評価をしながら効果的に展開する必要があります。

本市は、豊かな自然に恵まれ、歴史遺産や伝統文化の豊富なまちです。これらに触れることは教育の中で極めて重要であり、これらを大切に守り育てながら、生活の中で活かす工夫が必要です。

未来に伸びる子どもたち一人ひとりを大切にしながら、子どもたちとともにおとなも学びあう生涯学習のまちづくり、ひとづくりをめざします。

本報告書においては、教育委員会の権限に属する事務について点検・評価を行うこと、つまり野洲市教育振興基本計画に定めた各施策の進捗管理をするとともに、施策の達成状況、課題を明らかにして、平成24年度以降の教育行政の推進に活用していきます。

2 教育委員会の活動

野洲市教育委員会では、「野洲市教育振興基本計画」の基本理念である「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあう、まちづくり・ひとづくり」の実現のため、就学前においては、感性豊かな心の育ちを、学校教育においては、基礎的・基本的な生きる力と自立の能力を、さらに社会に出てからは生涯にわたって学び、実践する行動力を身につける教育を進めるため、様々な施策を展開してきました。

また、毎月開催の教育委員会会議や懇談会において、教育方針の決定や、意見交換を行うとともに、現場の状況や意見に基づく教育行政の推進が必要なことから、学校訪問を実施するなどの活動に努めてきました。

(1) 教育委員会の定例会・臨時会、懇談会の開催

①開催状況

平成23年度の教育委員会の会議は、原則として毎月第4木曜日を中心として定例会を12回、また臨時会を3回、合計で15回開催しました。また、会議終了後、懇談会を適宜開催し、教育委員会が抱える現状や課題等について議論を行っています。

会議は、原則公開としており、平成23年度の傍聴者数は、延べ21人となっています。会議録については、教育委員会のホームページで公開しています。

②審議の状況（資料編参照）

教育委員会での平成23年度におきましての審議案件、報告事項は下表のとおりでした。

分類	平成23年度 (件)	平成22年度 (件)	増減 (件)
審議案件	42	48	△6
報告事項	61	47	14

(2) 定例会・臨時会以外の活動状況

教育委員は、教育委員会の会議の出席以外に、下記のとおり学校訪問、市民懇談会、各種研修会、他の委員会との懇談会へ出席しました。

- ・幼稚園入園式、小・中学校入学式
- ・滋賀県教育行政重点策説明会、委員研修会
- ・滋賀県都市教育委員会連絡協議会総会、研修会
- ・教科用図書第二採択地区協議会
- ・市内教職員全体研修会
- ・全国都市教育長協議会総会、研究大会
- ・幼稚園、小・中学校運動会
- ・小・中学校学校訪問（祇王小学校、野洲中学校）
- ・近畿都市教育長協議会総会、研究協議会
- ・滋賀 教育の日2011 フォーラム
- ・野洲 教育の日企画 「はばたけ野洲のまなび」2011、2012
- ・教育委員と社会教育委員との懇談会
- ・幼稚園卒園式、小・中学校卒業式

その他、各種行事等への参加をしました。

第2章 「野洲市教育振興基本計画」の基本理念と基本的な方向

1 基本理念

一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも

学びあう、まちづくり・ひとづくり

教育においては、一人ひとりの人格の完成をめざし、「知」「徳」「体」の調和のとれた温かい人間性を育むことが必要です。

就学前においては、感性豊かな心の育ちを、学校教育においては、基礎的・基本的な生きる力と自立の能力を、さらに社会に出てからは生涯にわたって学び、実践する行動力を身につける教育を進めることが大切です。

野洲市は、豊かな自然に恵まれ、歴史遺産や伝統文化も豊富で、未来に伸びる子どもたち一人ひとりを大切にしながら、子どもたちとともにおとなも学びあう、生涯学習のまちづくり・ひとづくりをめざします。

2 基本的な方向

(1) 元気な学校・園の創造

子どもの教育において、教師が元気を出して生き生きと活動することは、子どもの元気と意欲、学力の向上へとつながり、その後の人づくりに直結します。

そのために、「元気な学校づくり事業」を継続して実施し、学校の元気の回復に努めます。

学習面では、確かな学力の向上をめざし、新学習指導要領のもと教科の指導はもちろんのこと、人権、いのちを大切にした教育を進めます。

次代を担う子どもたちのための情報（ICT）教育についても、創造的な教材で意欲的に取り組み、子どもたちが着実に力をつけていくための支援をします。

読書は、単に知識を得るためだけではなく、豊かな人生を送るための栄養となり得るものと言われ、子どもたちが豊かな感性と充実した言語活動の中で人生を送る上で極めて重要です。そのために、図書館で「学校・園用の貸し出しセット」（出前コンテナ）を用意するなど、学校・園と図書館との連携を深めていきます。

特別支援教育については、平成19年度から始まっており、一人ひとりの学び方の違いを理解し、どの子どもが、学び、育つ喜びを味わえる教育の保障をすることをめざしています。平成21年9月から特別支援教育指導員に加え、各学校に支援員を配置しており、平成22年度においては、さらに2校に特別支

援コーディネーター加配を配置し、その充実に努めています。また、巡回相談員による相談活動を幼稚園や保育園にも拡大し、子どもたちへの支援のあり方の指導をさらに充実します。

また、基本的な生活習慣の形成を図ることが大きな課題であり、家庭の教育力を高めるため、教育研究所や市PTA連絡協議会との連携により家庭教育の充実に努めます。

(2) 安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり

子どもたちの豊かな心を育むためには、安心して学習できる学びの環境を整備しなければなりません。平成21年4月に策定した教育施設の耐震化計画に基づき小・中学校の校舎や体育館の耐震工事や大規模改修工事を計画的に進めます。

また、昨今の社会環境の変化に伴う子どもたちの食生活の乱れは、健康上極めて憂慮される事態であり、家庭、学校・園、地域が連携して、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図っていくための「食育」に取り組みます。また、安全な食材の確保と地産地消の推進を図るため、地元食材をより積極的に使用します。

子どもの居場所づくりについては、学童保育所と放課後子ども教室が担ってききましたが、就労支援の観点から多くの保護者からその充実に求められ、これらを学童保育所に一元化することとし、希望する全ての子どもが安心して入所できる施設を整備し、また、指導員の資質・能力の向上を図ります。

子どもたちの安全確保については、「朝、夕の見守り」や「スクールガード」、「愛のパトロール」、「子どもSOS」など、子どもたちを温かく見守り、支援する方々によって支えられており、今後も各家庭はもちろんのこと、地域や青少年育成市民会議、さらには企業や商店等からの参加と協力を得ながら、より充実した取り組みを進めます。

また、子どもが安心して学校生活を過ごすためには、いじめや虐待、問題行動等をなくすことが大切ですが、表に出ない陰湿ないじめ等のため発見が遅れることもあります。いじめや虐待、問題行動等の防止や早期発見にむけて、家庭、学校・園、地域が協力して安心、安全な教育環境をつくります。また、不登校など悩みを抱える子ども・保護者に対する支援を充実します。そのためには、学校の創意工夫はもとより、地域の資源や人とのかかわりを生かし、家庭の理解と協力のもとに進めることが大切です。家庭や学校・園、地域で大切に育てられたということが実感できることが子どもの安心につながり、心を育て、元気につながる取り組みを進めます。

(3) 人権を尊重するまちづくり

「差別のない野洲市」の実現のためには、人権を大切にし、お互いが認め、尊重しあう、「お互いの良いところを探し、ともに伸ばすまちづくり」が重要です。

他人の良いところを深く認めれば、相手への理解と尊敬が生まれ、心が通じ合い、自他の命を大切にし、よりよくなろうとする向上の心情が生まれます。このような人権を尊重するまちづくりをめざします。

学校・園では道德教育を充実し、規範意識や困難を克服する力、そして、我慢強さをはじめ、子どもたちの倫理意識の向上に努めます。

人権、同和教育では、平成21年度に実施した人権問題に関する市民意識調査の結果を分析し、これをより効果的な人権啓発となるように活かすとともに、進路保障や学力の向上などへの取り組みの充実を図ります。また、家庭、学校・園、地域、関係団体、企業等が連携を図りながら、差別のないまちづくりに取り組みます。

(4) 生涯学習・生涯スポーツの充実

本市では、多くの市民が活発な生涯学習活動を行っており、学びに対する関心は高いものがあり、いつまでも健康で心豊かな人生を送るために大切なことです。

これからの生涯学習は、個人としての趣味、教養の学習だけではなく、地域住民としてさまざまな今日的課題や地域課題について学習し、コミュニティセンターと連携を図りながら、その成果を地域へと活かしていくことが重要です。

生涯スポーツの充実については、ニュースポーツの普及や総合型地域スポーツクラブの支援や子どもの体力向上にむけた取り組みを進め、市民が気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図ります。

市民の生涯の学びとスポーツ活動の両面を大切にし、そのための情報提供やネットワーク化を図りながら、心豊かで健康を維持し、楽しい人生が送れるまちづくりを推進します。

(5) 文化遺産の継承と豊かな文化の創造

豊かな自然、伝統文化や文化遺産に触れることは、教育の中で極めて重要です。これらを今後も大切に守り育てながら、自然と文化遺産を生活の中で活かすという工夫が必要です。

それぞれの地域に存在する文化財については、市民がこれを「地域の宝物」として捉え、「自らが守る」、「子どもたちに伝えていく」という活動が大切です。

このため、既に学校や地域子ども教室等で実践されている取り組みについては、地域とのより一層の連携を深め、その充実に努めます。

歴史民俗博物館は、文化遺産の継承にとって拠点となる施設です。入館料の市民無料化により、より一層の市民サービスの向上を図ります。また、企画展や「まちかど博物館」などを実施し、貴重な文化遺産を紹介することにより、市民意識の高揚を図ります。

また、絵画、書、音楽など、地域での芸術、文化サークル、団体の活動が一層活発になるように努め、発表や鑑賞をする機会と場を多くし、野洲の文化の発展、創造に努めるとともに、日本の伝統文化に触れる機会を設けることにより、その理解を進め、感性豊かな心の高揚を図ります。

（６）開かれた教育行政の推進

市民にわかりやすく、親しみのある教育委員会にしていくために、情報を積極的に発信し、本市の教育の姿を家庭、学校・園、地域、企業等が共有することが大切です。また、月に1回程度「教育委員会だより」を発行し、市のホームページやコミュニティセンターにおいて、市民のみなさんに情報を伝えています。

本市の教育の現状を多くの市民が、ともに知り、理解するために11月1日を「野洲市教育の日」と制定し、懇談会等を開催しています。今後も、市民との対話の上に立った教育行政を展開します。

また、教育行政の評価について、外部委員を加えた評価委員会を設置し、より効果的な施策の推進に努めます。

第3章 施策の点検・評価

1 「野洲市教育振興基本計画」の施策内容の点検・評価

本市教育委員会では、2月1日を基準日として、教育委員会が野洲市教育振興基本計画の具体的な施策のそれぞれについて点検・評価を行い、更に野洲市教育委員会事務評価委員会委員3名から各施策に対するご意見を頂くこととしました。

平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする野洲市教育振興基本計画に定める各施策の進捗管理を施策の点検・評価の結果を踏まえて行いながら、市民のニーズに応える質の高い教育施策を実施していきます。

(1) 評価の区分

施策の点検・評価に係る評価の区分は、達成・完了しているものを「S」、予定通り進捗中のものを「A」、着手したが遅延しているものを「B」、着手時期だが未着手のものを「C」、中止・大幅見直し等を「-」と表示しました。

(2) 「施策」の6つの柱ごとの点検・評価結果

点検・評価は、野洲市教育振興基本計画における85の施策を対象としています。施策によっては複数の所属に分かれるため、各所属毎の評価としているため評価対象数は、107となっています。

①元気な学校・園の創造

区 分	点検・評価数	割 合
総 数	28	100.0
S評価	0	0
A	15	53.6
B	12	42.8
C	1	3.6
-	0	0

②安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり

区 分	点検・評価数	割 合
総 数	29	100.0
S評価	3	10.3
A	20	69.0
B	5	17.2
C	1	3.5
-	0	0

③人権を尊重するまちづくり

区 分	点検・評価数	割 合
総 数	14	100.0
S評価	0	0
A	12	85.7
B	2	14.3
C	0	0
—	0	0

④生涯学習・生涯スポーツの充実

区 分	点検・評価数	割 合
総 数	14	100.0
S評価	0	0
A	9	64.3
B	2	14.3
C	3	21.4
—	0	0

⑤文化遺産の継承と豊かな文化の創造

区 分	点検・評価数	割 合
総 数	16	100.0
S評価	2	12.5
A	11	68.7
B	2	12.5
C	1	6.3
—	0	0

⑥開かれた教育行政の推進

区 分	点検・評価数	割 合
総 数	6	100.0
S評価	0	0
A	5	83.3
B	1	16.7
C	0	0
—	0	0

<総合計>

区 分	点検・評価数	割 合
総 数	107	100.0
S評価	5	4.7
A	72	67.3
B	24	22.4
C	6	5.6
—	0	0

(3) 評価委員会の結果概要

<委員による総合評価>

平成23年度に初めて市教育委員会が自ら評価委員会を立ち上げ、施策の点検評価を行うこととされた。評価対象については平成23年2月に策定された「野洲市教育振興基本計画」の具体的な施策の内容とし、事業の進捗管理と兼ねられたことは、より具体性があると考えられる。

この基本計画に基づき施策を展開していく中で、行政が自ら常に施策に対し厳しく評価を繰り返しながら、施策を推進していくことに意義がある。

教育委員会の自己評価においては、単年度事業の評価のみに留まることなく、計画期間の5年間を意識し、施策全般を公平な視点で評価に当たることが重要と考える。

なお、「主な取組みの概要」について抽象的な表現が多く、そのことで、取組実績に対する評価を難しくしている。年度ごとの取組みを具体的に記述する欄を設けるなどの工夫をすべきである。

<委員からの主な意見>

- ✖ 「S」評価から「－」評価までの評価の基準が、事業によってわかり易いもの、わかりにくいものがあり、数値化できるものはすべきである。
- ✖ 単年度事業なのか、複数年度の継続事業なのかわかりにくい。今後、「点検評価表」の様式について改善の必要があると思われる。
- ✖ 今後の課題等の欄は、将来に取り組むべき姿勢であり、空白はあり得ず、さらなるレベルアップを目指し取組み姿勢を記述すべきである。
- ✖ 教育振興基本計画の5ヵ年計画について、毎年度ごとの進捗状況の把握が出来るようにしておくべきと考える。
- ✖ 各所属毎の自己評価に際して、共通の尺度で評価をすべきである。
- ✖ 「C」評価(「取り組めていない事業」)については、早急に取り組むべきである。

(4) 今後の取組み

今回、はじめて教育委員会が独自に自己評価した施策について、評価委員会で意見、助言をいただきました。まず、自己の施策について教育委員会として再検証を行い、今後、より効果的な教育行政の推進をしていきます。

また、平成24年度当初において評価表の手直しを行い、平成24年度事業を進めるとともに、年度末に行う評価に生かしていきたいと考えています。

(5) 施策毎の点検・評価結果

別表のとおり。